

四日市市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 2 年 9 月 2 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 5 7 号

四日市市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則の一部を改正する規則  
四日市市指定居宅介護支援事業所の指定等に関する規則（平成 3 0 年四日市市規則  
第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 号様式を次のように改める。

居宅介護支援事業所の指定に係る記載事項

事業所	フリガナ			
	名称			
	所在地	(郵便番号 - ) 県 郡市		
	連絡先	電話番号		FAX 番号
当該事業の実施について定めてある定款・寄附行為等の条文		第	条第	項第
管理者	フリガナ			住所 (郵便番号 - )
	氏名			
	生年月日			
	当該居宅介護支援事業所における介護支援専門員との兼務の有無			有 ・ 無
	同一敷地内の他の事業所 又は施設の従業者との兼 務（兼務の場合記入）	名称		
	兼務する職種 及び勤務時間等			
主任居宅介護支援専門員研修の受講の有無 ※令和9年3月31日まで経過措置あり			有 ・ 無	
事業開始時の利用者の予定数		人		
従業者の職種・員数	介護支援専門員		専 従	兼 務
	常 勤 (人)			
非常勤 (人)				
主な 掲 示 事 項	営業日	曜日 ~ 曜日		
	営業時間	: ~ :		
	利用料	法定代理受領分以外 介護報酬告示上の額		
	その他の費用	運営規程のとおり		
	通常の事業の実施地域			

備考 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別様に記載した書類を

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(健康福祉部介護保険課)